

令和7年2月5日

令和6年度 介護予防プロジェクト第1回目

福祉介護課健康長寿推進係
Tel 44-8691（直通）

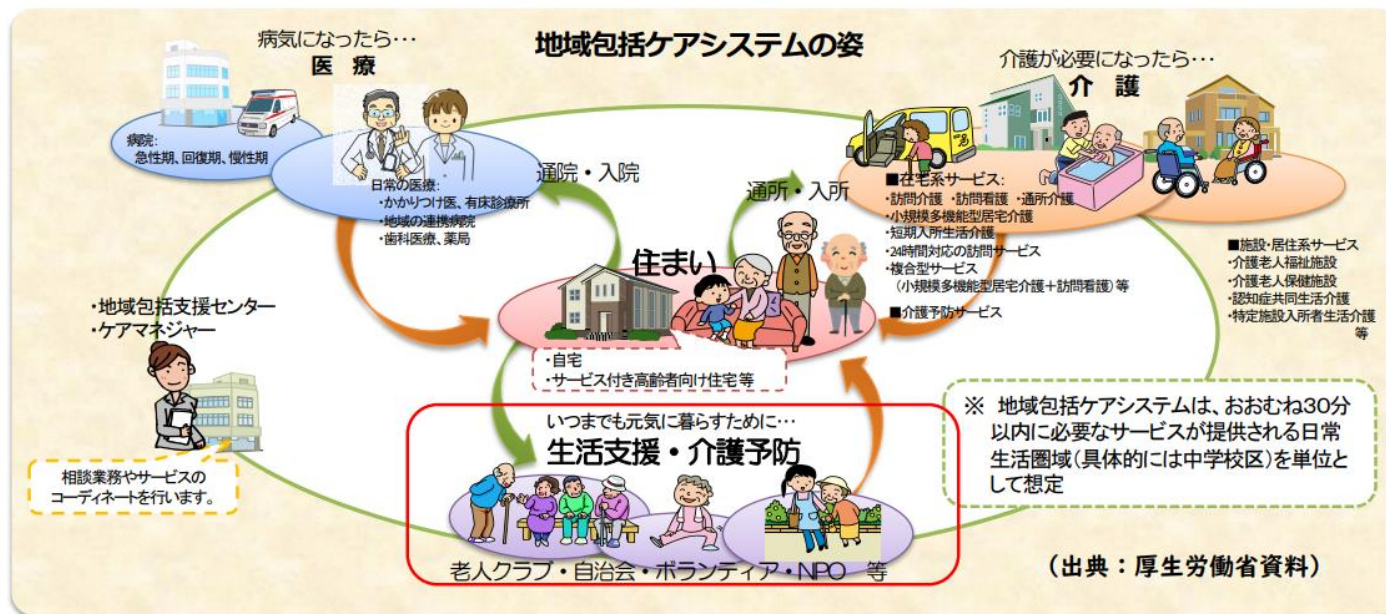
1 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業とは

法律上の定義(介護保険法第115条の45第2項第5号)

(第2項)市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、**可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する**ため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(第5号)被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業



生活支援・介護予防の担い手は「地域」です。既存資源の発掘や必要な新たな資源の創出等により「**地域**」の力を引き出す協議体や生活支援コーディネーターの働きが重要とされています。

2 生活支援体制整備事業

(3) 実施内容

(イ) 業務の内容

コーディネートを実施する範囲としては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)、サービス提供主体の活動圏域(第3層)があるが、本事業の対象となるのは、以下のa及びbとする。

第1層 市町村全域で、以下のaからdまでを中心に行う機能

第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で第1層と連携を図りながら、以下のaからeまでを行う機能

a 高齢者の支援ニーズ・関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化

b aを踏まえた、地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援(活動の担い手又は支援者たり得る多様な主体との調整を含む。)

c 地域住民・多様な主体・市町村の役割(地域住民が主体的に行う内容を含む。)の整理、実施目的の共有のための支援

d 生活支援・介護予防サービスの担い手(ボランティア等を含む。)の養成、組織化、具体的な活動とのマッチング

e 支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチング

(ウ) 配置先及び必要となる人数

地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。



第1層→福祉介護課健康長寿推進係(1名)

第2層→胎内市社会福祉協議会(1名)

ふるさと奥山の荘(3名)

3 協議体 地域支援事業実施要綱抜粋

ウ 協議体

(ア)目的

生活支援コーディネーターが行うコーディネート業務を支援し、多様な主体間の**情報共有**及び**連携・協働**による体制整備を推進することを目的とする。

委員の皆さまと意見交換することで情報共有ができ、協議体で顔の見える関係ができることや、意見交換で互いの思いや考えを知ることによって**連携・協働**につながっていくと考えています！

(イ)役割

- a 生活支援コーディネーターの組織的な補完
- b **地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進**（実態調査の実施や地域資源マップの作成等）
- c 企画、立案、方針策定を行う場（生活支援・介護予防サービスの担い手養成に係る企画等を含む。）
- d **地域づくりにおける意識の統一を図る場**
- e **情報交換の場、働きかけの場等**

本日は、地域資源を可視化した「たいない暮らしサポート手帳」のご紹介や、グループワークを通じて参加者の意識統一や情報交換ができると良いなと考え企画しました

どうして、話し合いの場（協議体）が必要なの？

日本の現状

- 高齢社会
- 単身世帯・高年者のみの世帯の増加
- 生産年齢人口の減少
- 担い手の減少

一人暮らしだから、この先不安だな

行く場所がない。家にずっといる...

わたしも心配

定年した後、身近な地域の人と繋がる場がないな...

そこで暮らす人たちの意見を反映した、地域づくりをするために、地域みんなで話し合おう！

集いの場が必要だよ！

誰でも行ける場だといいよね

住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、地域づくりをお手伝いします！

生活支援コーディネーター

協議体から生まれた集いの場

気軽に行けて、人と繋がる事が出来る集いの場が出来て、嬉しい！

もっと、色々な仕組みが出来ると増々安心だね！

協議体を随時、開催し、地域のことを話し合っていきます！

生活支援コーディネーター

草加市社会福祉協議会パンフレットより引用

胎内市（介護予防プロジェクト）に置き換えると...

課題

通いの場等の情報をケアマネジャー等の専門職に提供したいが、活用できる資料がないと生活支援コーディネーターが困っていた

協議体での検討

地域で活躍する様々な方が集まる介護予防プロジェクト（協議体）で話し合って助言をもらおう！

成果

介護予防プロジェクトで何度も議論を重ねて「たいない暮らしサポート手帳」が完成しました！
介護予防プロジェクト（協議体）が生活支援コーディネーターの業務の助けとなりました

5 介護予防プロジェクトメンバー

要綱第3条第2項	所属・役職等
(1)学識経験者 1人	敬和学園大学
(2)区長 2人	新栄町区長 大長谷区長
(3)民生委員・児童委員 1人	民生委員・児童委員
(4)介護保険事業所の職員 3人	居宅支援しろとり 相談主任 社会福祉法人板額の里 理事長 介護老人保健施設いいでる里 主任支援相談員
(5)胎内市社会福祉協議会の職員 2人	胎内市社会福祉協議会介護課長 胎内市社会福祉協議会地域福祉課
(6)胎内市ボランティアセンターの職員 1人	胎内市社会福祉協議会地域福祉課
(7)介護予防又は健康づくり活動を行う 団体の関係者 9人	NPO法人ふるさと奥山の荘 介護予防教室等運動指導員 介護予防リーダー 介護予防リーダー 介護予防リーダー 生活支援コーディネーター（第2層）代表 介護予防教室参加者代表 通い場の代表者 元気ふれあい広め隊代表
(8)郵便局の職員 1人	あかね町郵便局長
(9)北新潟農業協同組合の職員 1人	北新潟農業協同組合 営農販売部胎内営農センター
(11)ボランティアの代表者 2人	市民ボランティアの代表者
(12)地域おこし協力隊又は集落支援員の代表者 1人	集落支援員
(13)地域包括支援センターの運営法人 の管理者 4人	地域包括支援センター胎内市社協 地域包括支援センター中条愛広苑 地域包括支援センターやまぼうし 地域包括支援センターちゅーりっぷ苑
(14)総合政策課の担当者 1人	総合政策課企画政策係 主任
(15)健康づくり課の担当者 1人	健康づくり課元気応援係 保健師

高齢者の暮らしに密接に関わる委員の皆様と、たくさん話し合い、胎内市にとってどのようなことが必要なのかをしっかりと考えていきたいと思っています

この場で話し合ったことは、生活支援コーディネーターと共有し、活動に活かしていきたいと思います



話し合うことから様々なアイデアが生まれます！

はじめて介護予防プロジェクトの委員になった方も、ベテランの方も…

誰もが不安なく話し合える雰囲気がこの介護予防プロジェクトの良いところだと感じています

委員の皆様のうち何名か入れ替わりがありましたが、この良い雰囲気を継続して活発な意見交換ができたと思います

よろしくお願いいたします

